

八女

広報 YAME 平成29年

2017

7月は福岡県同和問題啓発強調月間です 2～3
臨時福祉給付金の申請はお済みですか 4
国民健康保険税をお知らせします 8～9
65歳以上の皆さんの介護保険料 10～11

7
No. 1119

新しいプールで元気いっぱい泳ぎます！

6月9日(金)、長峰小学校でプール開きがありました。建設から約50年が経過し、老朽化していたプールの改修工事が3月に完了。児童たちは新しくなったプールで元気いっぱいに泳いでいました。(関連記事 19 ページ)

「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました

7月は福岡県同和教育啓発強調月間です。同和教育（部落差別）の解決のために、県をあげた取り組みが行われます。八女市でも、市民の皆さんに正しい理解と認識を深めていただくために、街頭啓発や講演会を行います。

◎ どのような法律ですか



国が、「部落差別は許されないものである」との認識の下に差別を解消し、差別のない社会を実現しようという目的で作られた法律です。昨年12月に施行されました。

◎ どのような部落差別がありますか？



インターネット上に差別的な書き込みがあることや、不当な身元調査等によって、就職で不利な扱いを受けたり、結婚しようとする周囲から反対されたりするといった、重大な人権侵害が今もなお起きています。

◎ 私たちは何をすればいいのでしょうか？

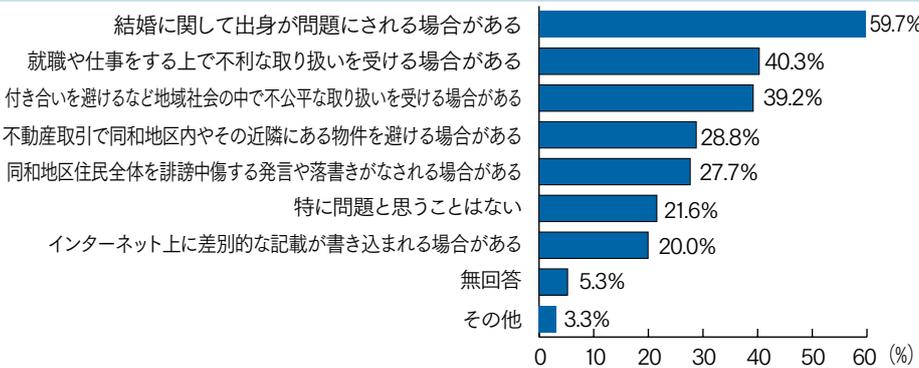


「同和教育（部落差別）を教えるからいい、そっとしておけばなくなるのでは」という意見もあります。しかし正しく理解しておかないと、誤った情報により差別をしてしまうかもしれません。しつこい者の人権問題が、障がいがある当事者のみを取り組む問題でないことと同じように、私たち一人一人が部落差別について正しく学び、差別を許さない社会を作り上げていく必要があります。

市民意識調査より

下記のグラフは平成28年3月に行った「人権問題に関する市民意識

問 同和地区住民の人権に関することで、特に問題であると思うものは何ですか？（複数回答）



調査」で、同和地区住民の人権に関することについて回答を求めた結果です。教育・啓発により市民の皆さんの問題意識は高まっています。結婚差別が問題だと思ふ人が多いのは、いまだにそういった差別意識が残されているということではないでしょうか。さらにインターネット上への差別書込などが新たな課題として取り上げられています。

人権・同和政策課からのお知らせ

7月3日に街頭啓発を行います。左記の時間帯・場所で行いますので、ご協力をお願いします。

地域	啓発場所	時間
矢部村	石川内バス停	7:30～
星野村	星野支所前	7:30～
立花町	道の駅たちばな	11:00～
八女市	べんがら村	11:00～
	ゆめタウン八女	17:00～
	トライアル八女店	
	マルキョウ八女店	
マックスパリュ本村店		
黒木町	A コープ八女店	17:00～
上陽町	アスタラビスタ黒木店	
	A コープくろき店	17:00～
	上陽支所前	17:00～

人権のまちづくり 市民の集い2017

● 講演会 / 宇梶剛士さん (俳優) 「転んだら、どう起きる？」

日時 7月1日(土)14時
～ (13時30分開場)



● 映画会 / 「この世界の片隅に」
日時 7月15日(土)13時30分～ (12時30分開場)
会場 黒木開発センター



● 問い合わせ 人権・同和政策課 (☎ 23・1490)

部落差別解消推進法と 今後の同和教育を考える

昨年12月に、部落差別解消推進法が施行されました。この法律について、小学校や高等学校において人権・同和教育に長く携わってこられた、八女市隣保館長 與田浩二さん、立花隣保館長 堤浩一さんに橋本人権・同和教育課長が話を伺いました。

学校教育、同和教育と

この法律との関係は

橋本 この法律では、地方公共団体に対し部落差別解消のための教育・啓発を行うことを求めています。

同和教育は、これまでも学校で継続して行われてきましたが、学校教育と同和教育、この法律の関係について伺います。

堤 同和教育とは「部落差別の現実に学ぶ」ことを基盤に、人権尊重の精神の育成や、学力の保障を目指す取り組みです。厳しい立場にいる子どもの事実から学ぶことを通じ、子ども一人一人の思いに立ち、家庭環境や背景全てを理解した上で子どもたちと接する姿勢は、全ての教育に通じるものです。

ただ多くの学校の同和教育の現状を見てきましたが、同和教育に熱心な学校とそうでない学校と、取り組みに差がある状況でした。

人権教育・啓発推進法の施行

橋本 そのような中、2000年に人権教育・啓発推進法が施行されました。

與田 2000年以降、同和教育が全ての学校で取り組まれるようになったことは大きな前進です。しかし様々な人権教育の中の一つとして、同和教育を正しく教えることに重点が置かれ、差別される側の立場や思いに立つという、同和教育が大切にしてきた部分が薄れてきたのも事実です。

今回、部落差別解消推進法が施行されたことで、いま一度同和教育の原点に立ち返り、差別を次の世代に残さないという熱意を若い先生方に継承し、一人一人が自分の問題として学ぶことで、部落差別解消に向けた教育が進んでいくことに期待をしているところです。

市民の皆さんに伝えたいこと

橋本 法第二条には、「部落差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解を深める」とあります。同和教育に限らず、当事者でなくても正しく学ぶ必要があることは、全ての人権課題に共通して言えることですね。これまで人権・同和教育に携わって、また隣保館長として、市民のみなさんへ伝えたいことは何でしょうか。

堤 部落差別は、同じ人間でありながら、両親、祖父母の代にまでさかのぼって、同和地区と関わる、または関わりがあるとみなした人を排除するということ、日本固有の悪質な人権侵害です。

近年インターネット上には、同和地区に対する偏見や悪質な書き込みが氾濫しています。正しく学ばなければ、誤った情報を信じ、怖い、避けるという言動に繋がってしまうため、人との出会いや交流を大切にしたいです。私自身、同和地区の方や人権問題に取り組む方と出会い、真実を知ること、自分の中にあつた偏見や思い込みは少なくなつていきました。隣保館では同和教育に関する相談事業や、地域の方に向けた教室を開催していますので、多くの方に利用していただきたいです。

参加者同士の交流によって互いを理解し合うことが、部落差別をなくす一番の近道になるのではないのでしょうか。差別の連鎖を断ち切るために、学校や行政、隣保館の役割はとても大きく、私もその一端を担っているという自覚をもって取り組んでいきたいと思っています。

八女市ホームページ
部落差別の解消の推進に関する法律が施行されました。



八女市隣保館長 與田さん（左）と立花隣保館長 堤さん

臨時福祉給付金(経済対策分)の申請はお済みですか？



平成26年4月からの消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の低い人に対して、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金(経済対策分)を給付しています。今回は、平成31年9月分までの2年半分を一括して給付します。

給付金の名称	給付対象者	給付額
臨時福祉給付金(経済対策分)	次の①②の要件をどちらも満たす人です。 ① 平成28年1月1日時点で八女市に住民票がある人 ② 平成28年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない人 ※「課税されている人に扶養(事業専従者を含む)されている人」や、「生活保護の受給者」などは除きます。	1人につき 1万5千円

【申請方法】臨時福祉給付金(経済対策分)を受け取るには、申請が必要です。対象になる可能性のある人(世帯)には、申請書を郵送していますのでお早目の申請をお願いします。詳しくは申請書同封チラシ、広報八女5月1日号または八女市ホームページをご覧ください。

【申請期限】 郵送の場合 **8月31日(木)** ※消印有効
窓口の場合 **8月31日(木)**

【申請窓口】 (本庁) 207 会議室(南庁舎2階)

(各支所) 市民生活福祉課窓口



平日9時~17時15分(土・日、祝日を除く)

【問い合わせ】 八女市臨時給付金担当 ☎ 24・8091 / 24・8092

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

◆市・県・国などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機)の操作をお願いすることは絶対にありません。◆ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。◆臨時福祉給付金(経済対策分)のために手数料などの振込を求めることは絶対にありません。◆ご自宅や職場などに市・県・国などをかたった不審な電話がかかってくる、不審な郵便が届いたりしたら、迷わず八女市臨時給付金担当や最寄りの警察署にご連絡ください。

「社会を明るくする運動」をテーマとした弁論大会

各中学校・高校の代表者による、安全・安心なまちづくりのための意見、日常生活や体験で感じたことを自由に述べる弁論大会です。青少年の素晴らしい意見発表を、ぜひ聴きにきてください。

【八女地区青少年弁論大会】

- 日時=7月15日(土)13時~
- 場所=八女文化会館(八女市本町537-2)

【筑後地区青少年弁論大会】

- 日時=7月27日(木)13時~
- 場所=まいピア高田(みやま市高田町濃施14)
- 問い合わせ=八女保護区保護司会(☎0942・52・7092)

7月1日から31日は

社会を明るくする運動強化月間

第67回「社会を明るくする運動」(犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ)が全国的に実施されます。

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な取り組みです。

刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、その数は依然として高水準で推移しています。特に再犯者人員および再犯率は、近年増加傾向にあります。こうした情勢にあります。

背景として、家庭や学校における教育問題のほか、近隣住民の人間関係の希薄化によって地域の犯罪や非行を抑止する力が減退しているとの指摘があります。犯罪や非行が生まれるのは地域社会であり、また罪を犯した人や非行をした少年の更生を促す場も地域社会にほかなりません。

住民の皆さまが、犯罪や非行の実態を意識して、地域環境の浄化に心がけるとともに、罪を犯した人たちが非行をした少年の立ち直りを温かい目で見守りつつ、援助の手をさしのべ、明るい社会を作らしましょう。

たくさんの
ご来場、あ
りがとうござ
いました

八女上陽ホタルと銘茶まつり

5月下旬から6月初旬にかけて、八女市の各地域でホタル祭りが開かれました。今年もたくさんさんのホタルが舞い、各地の祭りにもぎわいました。美しい自然が残るふるさととは、私たちの誇りです。九州北部豪雨災害でホタルの数が減少した上陽地区では、ホタルの住む環境を守り育て、次世代に伝えていこうという取り組みがなされています。

まち中がホタルでいっぱい

【迎春ホタルまつり】
5/27(土)、5/28(日)、6/3(土)、6/4(日)
【田代ホタル祭り】
6/9(金)～6/11(日)
※写真は迎春地区で撮影

5月31日から6月7日にかけて、上陽地区で「ホタルと銘茶まつり」が開かれました。祭りは今年で30回目。イベントがあった6月3日(土)・4日(日)は、大勢の見物客でにぎわいました。観覧場所となった枕橋付近、鮎尾橋付近には親子連れなど詰めかけ、辺りが暗くなりホタルが飛び始めると、歓声が上がっていました。「ホタルも順調に回復している。これからは保護育成活動を続けていきたい」と関係者は話していました。

上陽ホタルプロジェクト進行中

上陽はたるの会(小川勝好会長)は、ホタルの幼虫とえさになるカワニナの放流活動を続けています。昨年度は上陽北浜学園3年生もホタルの幼虫を飼育し、ホタルと石橋の里公園内に放流しました。今年6月、子どもたちが育てたホタルは無事舞い上がり、子どもたちと保護者で鑑賞。みんなでホタルの歌を合唱しました。ほたると石橋の館には、ホタルの一生が観察できる水槽を設置。上陽はたるの会によるホタル教室も開かれています。



小学生がホタルを放流



ホタル教室

障がいがあるお子さんを持つ親の会サロン リーベル「おしゃべり箱」

今年度から毎月1回開催しています。事前申込不要、参加は自由なのでぜひご参加ください。

- 会場=おりなす八女、創作練習室Bなど(問い合わせるかホームページで確認ください)
- 時間=10時～12時 ★外部講師あり

今後の日程	11月15日(水)
7月13日(木)	12月13日(水)
8月9日(水)	1月10日(水)
9月14日(木)	2月8日(木)★
10月12日(木)★	3月7日(水)

【障害者虐待通報ホットライン】

☎090・2580・0294

このホットラインは、障がいのある方たちを虐待から守り、また防ぎ、支援するための相談窓口です。24時間・365日受付対応します。

八女市では、障がいに関する相談業務を「リーベル」に委託しています。障がいがあるご本人、家族や地域の方など、「困ったなあ」「心配だな」の時は、お気軽にご相談ください。

●開所時間
【平日】9時～19時
【土曜日】9時～17時15分
【土曜日】9時～12時30分
※日・祝祭日、12月29日～1月3日は休み。
※詳しくはホームページをご覧ください。八女地区の事業所紹介もあります。
<http://liber-yane.net>

障がいに関するご相談はお気軽に!



八女地区障害者基幹 相談支援センター 「リーベル」



そんなときは未納のままにせず、
保険料免除制度や猶予制度のご利用を

国民年金保険料の免除制度 納付猶予制度のお知らせ

国民年金保険料を
納めるのがちよつと
ムズカシイ・・・



経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請して認められれば、保険料の納付が免除されたり猶予されたりする制度があります。保険料の免除や猶予を受けず、未納の状態が障害や死亡といった不慮の事故が発生した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないことがありますので、ご注意ください。

なお、保険料の免除には、本人、配偶者、世帯主の所得基準が定められており、基準を満たさない場合は免除を受けることができません。また市県民税の申告をしていない人は、所得の審査ができないため申請されても免除承認されません。申告をしたうえで申請ください。免除や猶予の種類は次のとおりです。

◆全額免除制度

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。この期間は、将来受け取る年金額が、全額納付した場合の2分の1として計算されます。

◆一部納付(免除)制度

「4分の1免除」「半額免

除」「4分の3免除」があります。いずれも申請が必要です。この期間は、将来受け取る年金額が、それぞれ全額納付した場合の8分の7、8分の6、8分の5として計算されます。

◆国民年金保険料納付猶予制度について

保険料の免除は、申請者本人のほか配偶者や世帯主の所得も審査の対象となります。そのため一定以上の所得がある親(世帯主)と同じにしている若者は、免除制度を利用することができません。そこで20歳から50歳未満で保険料の納付が困難な人は、申請により保険料の納付が猶予され、保険料を後払いにする制度があります。この場合、所得の審査は本人と配偶者のみで行います。

猶予された期間は、将来年金を受け取る際の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。

◆将来の年金受給額を確保するために

保険料の免除や猶予を受けた期間は、保険料を全額納付した場合に比べて受け取る年金額が少なくなり、このため、これらの期間については10年以内であれば保険料の追納(後払い)ができるようになります。

※保険料の免除や納付猶予を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に、経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

◆手続き(申請)について

本庁市民課国保年金係または各支所の年金の窓口で申請をしてください。申請に必要なものは次のとおりです。

- 国民年金手帳または基礎年金番号の確認できるもの
- 退職(失業)した人が申請を行うときには、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票など
- 代理人が申請される場合は印鑑
- 申請者と別世帯の人が申請される場合は申請者からの委任状

◆申請は7月から

国民年金の免除などの承認期間は7月から翌年6月

までです。平成29年度の免除申請は7月3日(月)から受け付けます。

◆過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある人

保険料の納付期限から2年を経過していない期間まで免除申請ができます。国民年金保険料の未納のある方は早めの申請をおすすめします。

●問い合わせ

- 市民課国保年金係 (☎23・1116)
- ▽黒木支所市民生活福祉課市民係 (☎42・1113)
- 立花支所市民生活福祉課市民係 (☎23・4932) ▽上陽支所市民生活福祉課市民生活福祉係 (☎54・2218) ▽矢部支所市民生活福祉課市民生活福祉係 (☎47・3111) ▽星野支所市民生活福祉課市民生活福祉係 (☎52・3113)

年金相談は 久留米年金事務所へ

年金の相談希望者は久留米年金事務所のお客様相談室におこしください。

●予約||久留米年金事務所お客様相談室
(☎0942・33・6215)

70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額が変わります

70歳以上75歳未満の人の自己負担限度額（月額）が平成29年8月から変わります（※下表参照）。すべての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、世代間・世代内の負担の公平が図られるよう、負担能力に応じた負担になることを目的としています。※高額療養費制度とは、一か月に支払った医療費（一部負担金）が高額になったとき、申請して認められると自己負担限度額を超えた分が支給される制度です。

◆平成29年7月まで

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
		現役並み 課税所得145万円以上の人などで医療費の自己負担割合が3割の人	44,400円
一般	住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割または1割の人	12,000円	44,400円
住非 民課 税税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)		15,000円

◆平成29年8月から平成30年7月まで

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
		現役並み 課税所得145万円以上の人などで医療費の自己負担割合が3割の人	57,600円
一般	住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割または1割の人	14,000円 (8月~翌年7月の年間上限144,000円)	57,600円 (4回目以降は44,400円)
住非 民課 税税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下等)		15,000円

※1「総医療費」とは、10割負担した場合の金額です。※2「4回目以降」とは、過去12か月以内に同じ世帯での高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。◆月の1日から末日までの受診について、1ヶ月単位で計算します。◆食事代や差額ベッド代など、保険がきかない治療は対象外です。

在宅高齢者の住宅改修を支援

八女市高齢者在宅生活支援住宅改修費補助金

転倒の恐れがある65歳以上の在宅高齢者に対して、転倒予防のための手すり等を設置する費用の一部を補助します。

●補助対象者
要支援・要介護認定を持っていない人で、次のすべてを満たす必要があります。

① 在宅の65歳以上の高齢者で、八女市内に住民登録をしている人

② 市が実施する基本チェックリストに該当する人

③ 心身の状態により転倒の危険性が認められる人

※他にも諸条件があります。

※地域包括支援センターの介護支援専門員等による住宅改修の理由書が必要となります。

●補助対象工事
(1) 手すりの設置
(2) スロープ等の設置による段差解消

※住宅の新築、増築工事における工事、また、住宅の老朽化、破損による修繕については対象となりません。

●補助金額

対象となる改修工事に要した経費の9割に相当する金額（補助上限5万円で千円未満切り捨て）

●手続きについて

申請手続きは、工事着工前に行う必要があります。あらかじめご相談ください。補助金の交付決定前に行った工事については対象となりません。

●受付開始

平成29年7月3日(月)より

●問い合わせ

介護長寿課介護サービス係
(02332545)

暑い夏は熱中症対策を!

八女消防本部

7月になり、暑さもいよいよ本番を迎えました。例年この時期は熱中症により体調不良になる人や、救急搬送される人が多くなります。熱中症は運動等により、体内の水分や塩分などのバランスが崩れ、体温上昇、めまい、体がだるい、ひどいときにはけいれんや意識の異常など、様々な症状を引き起こします。さらに乳幼児や高齢者は体温調節機能がうまく働かず、家の中でじっとしていても、熱中症になる場合があります。日頃からスポーツドリンクや塩分、糖分を含む飲料をこまめに取るなど心がけておきましょう。

脱力感や倦怠感が強く、動けない場合や、意識がない、全身のけいれんなどの症状に気付いたら、ためらわずに救急車を呼びましょう。

シンポジウムとパネル展を開催します

九州北部地方に甚大な被害をもたらした豪雨災害から5年を迎え、今後の水防災についてシンポジウムとパネル展を実施します。

シンポジウム

●日時 8月7日(月)14時~16時

●場所 柳川総合保健福祉センター「水の郷」

●内容 基調講演およびパネルディスカッション

●募集数 約400人(先着順)

パネル展

●期間 7月8日(土)~26日(水)

●場所 柳川市八女1階

●問い合わせ 国土交通省筑後川河川事務所調査課
(0942339131)

国民健康保険税 をお知らせします

市議会の議決を経て、本年度の八女市の国民健康保険税（以下、国保税）の税率が決まりました。7月中旬ごろ国民健康保険（以下、国保）の被保険者がいる世帯に、納税通知書を発送します。本年度は、税率と賦課限度額は昨年度と同じですが、軽減措置の所得基準額が変更になりました。

国保税の納税義務者は、世帯主です。税額は、世帯の国保加入者それぞれの「医療分」「後期高齢者支援金分（以下、支援分）」の所得割（資産割（医療分のみ）および均等割、平等割の合計になります。40歳から64歳の国保加入者がいる場合、これに「介護分」が加わります（下表参照）。

今回の納税通知書は平成29年度の税額をお知らせするもので、7月から3月までの9期（年金から天引きする「特別徴収」の世帯は6期）に分けての納付になります。4月から7月初旬までに社保加入や離脱などの異動届を提出した世帯は、異動を反映した税額になっています。それ以降はその都度に、また窓口で計算できない分は異動月の翌月以降に、変更後の税額をお知らせします。年度途中で75歳になり、

後期高齢者医療制度へ移行する被保険者の分は、あらかじめ誕生日の前月までで計算しています。

国保税は加入した月（実際に転入や会社の健康保険を脱退した日を含む月）から計算し、月割りで課税します。届出が遅れたら、さかのぼって課税することになります。

特別徴収

次のすべてにあてはまる
と、国保税は年金天引きの「特別徴収」になります。

- ① 4月1日時点で世帯主が国保に加入しており、世帯の国保加入者全員が65歳〜74歳である。
- ② 国保世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。
- ③ 国保世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、その介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金支給額の2分の1を超えない。

今年度から特別徴収になる世帯は、第1〜3期分を普通徴収で、第4〜9期分を10月、12月、2月の年金から天引きでの納付になります。

すでに特別徴収の世帯は、平成29年2月の年金からの天引き額と同額を「仮徴収」として4、6、8月に天引きします。そして決定した年税額から仮徴収分を差引いた額を、10、12、2月の3回に分けて年金からの天引きで納付していただきます。

特別徴収から普通徴収に変更したい場合

申請により納付方法を変更することができます。ただし、これまで国保税の滞納がない世帯で口座振替のみです。

国保税の軽減、減免について

世帯の所得による軽減

前年度の世帯の所得が基準額以下の場合、その基準に応じて国保税の均等割と平等割を7割、5割、2割軽減します。これに該当する場合は、納税通知書には軽減後の税額を記載しています。※所得の申告がないと軽減の判定ができません。扶養控除対象の場合を除き所得の申告をお願いします。

非自発的失業者の軽減

倒産や解雇、雇い止めなどで離職した人の給与所得を30%とみなして国保税を

平成29年度の国民健康保険税の税率表

	医療分	後期支援分	介護分（40～64歳の人）
所得割	(平成28年中の総所得額等-33万円)×8.2%	(平成28年中の総所得額等-33万円)×2.7%	(平成28年中の総所得額等-33万円)×2.3%
資産割	平成29年度の固定資産税×10%	—	—
均等割	被保険者1人当たり 24,000円	被保険者1人当たり 7,300円	被保険者1人当たり 9,000円
平等割	1世帯当たり 22,000円	1世帯当たり 7,000円	1世帯当たり 7,000円
賦課限度額	540,000円	190,000円	160,000円

●国保税は、医療分+後期支援分+介護分（40歳以上65歳未満の国保加入者）の合計になります。●所得割、資産割、均等割は被保険者ごと、平等割は世帯ごとに計算します。●医療分、後期支援分、介護分を計算した税額がそれぞれの限度額を超えた場合、賦課限度額の税額になります。

認定証・高齢受給者証の有効期限は7月31日です

認定証の更新は8月中に手続きが必要です

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

現在お持ちの「認定証」は、7月31日で有効期限を迎えます。引き続き、8月以降も「認定証」が必要な人は8月中に更新の手続きをしてください。「認定証」は申請月の初日から有効となります（この「認定証」は入院・高額外来時に必要となります。医療機関へ提示するとひと月の自己負担限度額までの窓口負担となります）。なお、8月以降に窓口で交付する「認定証」の有効期限は平成30年7月31日までとなります。

- 場所＝市民課国保年金係または各支所国保担当窓口
 - 持ってくるもの＝▽国民健康保険証▽現在お持ちの「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」▽世帯主の認め印▽個人番号の通知カード（世帯主および認定を受ける人のもの）▽窓口にお越しの方の身分証明書
- ※非課税世帯の人で、過去1年間に91日以上入院した場合、長期入院の認定をするためには領収書（最近分で91日以上）が必要となります。
- ※重度障害者医療証をお持ちの人で住民税非課税の世帯に属する人は、医療機関で「認定証」を提示すると、自己負担日額500円が300円に減額されます。
- ※「認定証」をお持ちでなく、入院等の予定のある人は、事前に国保担当窓口までご相談ください。

「国民健康保険高齢受給者証」の更新

国民健康保険加入者で、70歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療制度加入者は除く）は、7月31日で受給者証の有効期限が切れます。7月中に新しい受給者証を送付します。期限の切れた受給者証は回収しませんので、各自で処分してください。

※7月2日～8月1日の間に70歳になる人には、交付式でお渡ししますので、別途通知します。

- ▼市民課国保年金係
(☎23・1116)
- ▼黒木支所 市民生活福祉課市民係
(☎42・1113)
- ▼立花支所 市民生活福祉課市民係
(☎23・4932)
- ▼上陽支所 市民生活福祉課市民係
(☎54・2218)
- ▼矢部支所 市民生活福祉課市民係
(☎47・3111)
- ▼星野支所 市民生活福祉課市民係
(☎52・3113)

平成29年度国民健康保険税と認定証・高齢受給者証の更新の手続きについての問い合わせ

計算する制度があります。ハローワークが発行した雇用保険受給資格者証と印鑑を持参のうえ申請してください。

【対象】
離職時の年齢が65歳未満で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する人。

【軽減期間】
離職日の翌日の属する月

から、その月の属する年度の翌年度末まで（軽減期間1年（最大2年間））
※6月までに申請した人の納税通知書には、軽減後の額を記載しています。

後期高齢者医療制度に移った人がいる世帯の軽減
低所得世帯に対する軽減
所得による国保税の軽減を受けている世帯で、国保が

ら後期高齢者の医療保険へ移った人（特定同一世帯所属者）がいる場合、世帯主や世帯の人員、収入に変更がなければ、これまでと同じ軽減を受けることができます。

国保税の平等割の軽減
前述の特定同一世帯所属者がいることで、国保加入者が1人になる世帯は、平等割が5年間2分の1に、その後

3年間4分の3になります。この軽減の基準日は4月1日です。年度途中に世帯主が変わる場合、その月から軽減がなくなります。

そのほか、社会保険加入者が75歳到達などで後期高齢者の医療保険になり、その被扶養者が国保に加入する場合や、災害により著しく納税能力を失った場合なども、国保税の一部減免制度が

あります。減免は、その事由を証明する書類を添えた申請が必要です。詳細はお問い合わせください。



※基準額 5,200円(月額)

所得段階	対象者	保険料率	保険料額(年額)
第1段階	●生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ●本人および世帯全員が市民税非課税 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人)	基準額 ×0.45	28,080円
第2段階	●本人および世帯全員が市民税非課税 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人)	基準額 ×0.70	43,680円
第3段階	●本人および世帯全員が市民税非課税 (前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人)	基準額 ×0.75	46,800円
第4段階	●本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者あり (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人)	基準額 ×0.90	56,160円
第5段階 (基準額)	●本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者あり (前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人)	基準額	62,400円
第6段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が120万円未満)	基準額 ×1.20	74,880円
第7段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満)	基準額 ×1.30	81,120円
第8段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満)	基準額 ×1.50	93,600円
第9段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満)	基準額 ×1.70	106,080円
第10段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満)	基準額 ×1.85	115,440円
第11段階	●本人が市民税課税 (前年の合計所得金額が600万円以上)	基準額 ×2.00	124,800円

65歳以上の皆さんの 介護保険料を お知らせします

平成29年度の
納入通知書は
7月中に送付
します



介護保険制度は、施行から17年が経過し、介護サービス利用者や介護給付費が年々増加するなど、社会保障制度として定着してきました。その反面、介護給付費の伸びが全国的な問題となっています。そして、今後もさらに高齢化の進展が見込まれます。介護保険は、介護を社会全体で支える制度として、40歳以上のすべての人が加入しています。市の介護保険制度を維持していくために必要な保険料です。保険料納付へ皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

●保険料は11段階、
基準額は5200円(月額)

介護保険料は、介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、前年の本人の所得や世帯の課税状況等によって、11段階に分かれています。平成27～29年度の八女市の基準額は5200円(月額)です。

※平成27年度の制度改正により、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられています。これにより第1段階の人の介護保険料は、負担を軽減しています。

●保険料の納付方法は

▼年金から天引き(特別徴収)

介護保険料を年金から天引きする「特別徴収」。年金が年額18万円以上支払われている人は、あらかじめ年金から天引きされます。

▼納付書や口座振替での納付(普通徴収)

年金が年額18万円未満の人や年度途中で65歳になられた人、他市町村から転入された人等は、市が送付する納付書で納めてください。

●口座振替が便利です!

市が指定する金融機関で口座振替の手続きをすると、翌月分以降は口座振替ができ便利で安心です。▽保険料の納付書▽預金通帳▽印鑑(通帳の届出印)、以上の三つを持って、金融機関で手続きをしてください。

●保険料の納付が困難な場合は

生活が著しく困難で、資産などを活用しても保険料を納付できない人は、納期までに介護長寿課に相談してください。次のいずれかに該当する場合、減額されることがあります。

- ①災害で著しい損害を受けた
- ②主たる生計者の所得の激減
- ③生活保護法で定める基準以下の

収入で現に生活保護を受けていない

●介護サービスを利用するには

要介護認定の申請をして「介護や支援が必要な状態である」と認定される必要があります。介護保険被保険者証(黄色)を窓口までご持参ください。申請受付は、介護長寿課および各支所の介護保険担当課で行っています。

●保険料を納めないと

滞納期間に応じて次のような保険給付の制限が適用される場合があります。

- ▽1年以上：介護サービス費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分(8割または9割)が支払われます。
- ▽1年6か月以上：保険給付の一部または全部が一時的に差し止めになります。
- ▽2年以上：介護サービスの自己負担分が通常の1割または2割から3割に引き上げられます。

問い合わせ
介護長寿課介護認定係
(☎ 23・1353)

申請はお済みですか？

高額介護サービス費支給申請

1か月に支払った自己負担額が一定の上限額を超えた場合は、超えた分が払い戻されます。ただし、払い戻しができるのは申請月からさかのぼって2年以内となります。



区分	負担の上限額
現役並み所得者 ●同一世帯内に課税所得145万円以上の人がある場合で世帯年収が520万円以上（一人世帯の場合は年収383万円以上）	世帯 44,400円/月
一般 ●住民税課税世帯で現役並み所得者以外	世帯 44,400円/月 （平29年8月より。ただし別記注1の条件に該当する場合は緩和措置あり）
住民税非課税世帯	世帯 24,600円/月
●合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●住民税が世帯非課税で高齢福祉年金を受けている人	個人 15,000円/月
●生活保護受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円/月 世帯 15,000円/月

（注1）サービスの利用負担割合が1割の被保険者のみの世帯には、平成29年8月から3年間に限って「年間の利用者負担上限額（446,400円）」の緩和措置があります。

※上限額の段階区分は、それぞれの月の初日に利用者の属する世帯主および世帯員の課税状況などにより判断します。

※同一世帯の中に介護保険サービスを受けている人が複数の場合は、世帯合算ができます。（例）夫は介護保険施設に入所し、妻はデイケアを利用中など
 ※該当すると思われる人に対してのみ、市から高額介護サービス費支給申請書を送付します。なお、一度申請していただくと、それ以降は毎月申請する必要はなくなり、高額介護サービス費の支給が発生した場合には、指定口座へ自動的に振り込みをします。その際に、支給対象者には振り込み前に決定通知書を交付します。

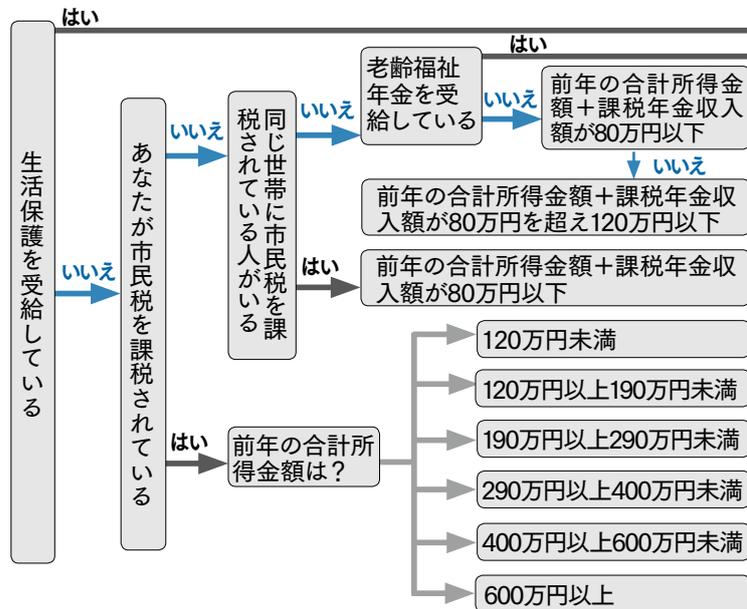
●手続きに必要なもの

①介護保険証（写し可）②印鑑③通帳④個人番号通知カード⑤申請者の身元確認ができるもの（運転免許証等の写真付きの官公署発行の身分証明書等）※本人以外が申請する場合、このほかに委任状または介護保険証原本をご提示いただく場合があります。

●問い合わせ

介護長寿課介護サービス係（☎23・2545）

あなたの保険料段階を
確認しておきましょう



介護保険料

介護保険料特別徴収を平準化します

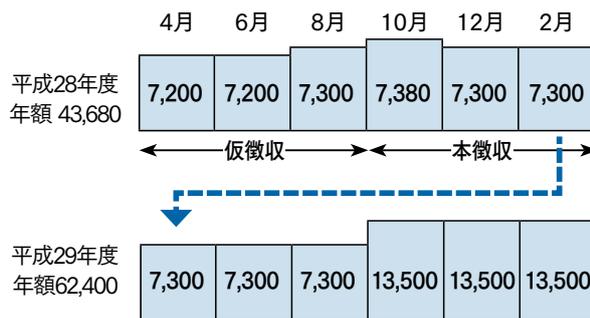
介護保険料の特別徴収は仮徴収と本徴収に分かれており、通常下記のように納めていただきます。

▶**仮徴収**…前年の所得が確定していないため、確定するまでの間、前年度の2月と同じ額を仮に納めていただきます。

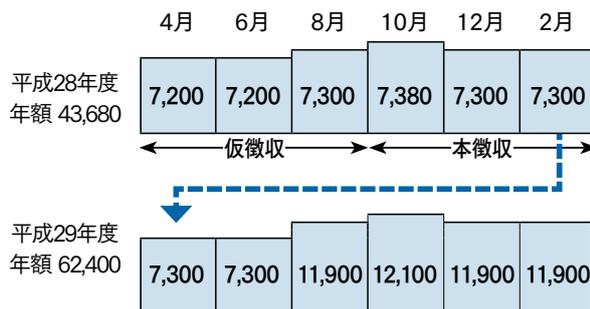
▶**本徴収**…確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を4回に分けて納めていただきます。なるべく急激な上昇をさけるよう8月以降の4回で徴収額を調整しています。

※下記のグラフは前年度2段階、本年度第5段階の人をモデルにしています。

平準化しない場合



平準化する場合



7月のイベント

期日 7月15日(土)

場所 上陽公民館、保健センター前広場

1. 祈願祭 10:00 ~ 雨天 決行

須賀神社において、無病息災、災害復興を祈願します。

2. お神輿巡幸 14:30 ~ 雨天 決行

幼稚園児から青年部まで北川内町内を練り歩きます。
※子ども法被渡しは13時30分から上陽公民館で行います。

3. 熊本地震災害復興支援チャリティイベント 雨天 順延 17:00 ~

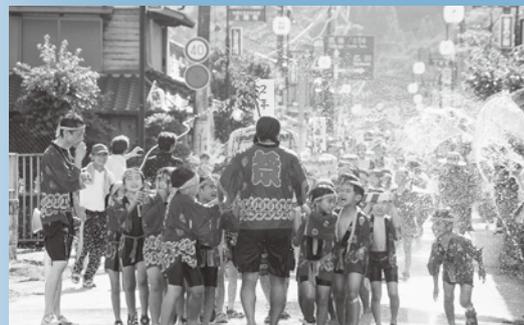
【保健センター前広場】① 17:00 ~ オープニング (キッズダンス STUDIO COLOR) ② 17:30 ~ 上陽カラオケバトル ※特別ゲスト Ryuji (上陽出身歌手) ③ 18:50 ~ チャリティ抽選会 (寄附金贈呈) ④ 20:00 ~ 童衆太鼓

4. 納涼花火大会 雨天 順延 20:30 ~

春の山グラウンドから頭上にふりかかる豪快な光のシャワーをお楽しみください。

7/15
土

上陽祇園祭



雨天
順延

納涼花火大会

観覧場所 = 保健センター前広場

打上時間 = 20:30 ~ 21:30

19時30分から花火終了まで大門口柴尾線の一部および旧国鉄北川内駅前線と堂山1線を交通規制します。

★問い合わせ = 八女市商工会
上陽支所 (☎ 54・2851)



祇園祭 (星野) こっぱげ面

- 期日 =
- 【長尾地区】 7月11日(火)
- 【三坂・的別当地区】 14日(金)・15日(土)
- 問い合わせ = 星野支所 (☎ 52・3114)

【おみこし】

- 期日 = 7月20日(木) 21日(金)

【黒木納涼花火大会】

- 期日 = 7月22日(土) 20時 ~
- 場所 = 大藤対岸
- 花火問い合わせ = 八女市商工会 (☎ 42・0153)

祇園祭
(黒木)

花火
大会



岩崎の子ども川まつり

- 日時 = 7月8日(土) 9時 ~
- 場所 = 宇佐八幡宮・岩崎公民館
- 問い合わせ = 文化振興課文化振興係 (☎ 24・8163)



参加者募集!

矢部川ふれあい カヌー教室

7月22日(土)・23日(日)

- 夏休みの思い出にカヌーに挑戦しませんか。参加無料、挑戦は総合体育館、西公民館に準備しています。詳細は八女市ホームページ「みんなの掲示板」をご覧ください。
- 日にち = 7月22日(土)・23日(日)
- 場所 = 矢部川・宮島堤防下 (筑後市との境界付近)
- 対象者 = 小学生以上 (小学1・2年生は原則保護者同乗)
- 申込締切 = 7月11日(火)
- 問い合わせ = 八幡校区まちづくり協議会事務局馬場さん (☎ 090・9604・1869)

9/16
(土)



第3回八女のまつり

光と音楽の 花火大会

9月16日(土)
20時 ~ (打ち上げ)
宮野公園
(べんがら村横)

今年度の八女のまつりのオープニングイベントである第3回「光と音楽の花火大会」は、9月16日(土)に開催します。詳細は広報やめ8月1日号でお知らせします。
● 問い合わせ = 八女茶のくに観光案内所 (☎ 22・6644)

7月の
横町町家
交流館の
催し



七夕飾りの展示

- 七夕は1年間の重要な節句をあらわす五節句のひとつにも数えられ、古くから行われている日本の行事です。一般的には7月7日の夜に願いごとを書いた短冊や色とりどりの飾りを笹の葉につるし、星にお祈りをする習慣が今も残ります。横町町家交流館7月の企画展は福島保育所・長峰保育所・北山保育所の手作り七夕飾りを展示。園児たちが願いを込めて作った短冊や、保育所の志向を凝らした七夕飾りを展示します。どうぞご覧ください。
- 期間 6月30日(金)～7月23日(日)
- 会場 八女市横町町家交流館
- 問い合わせ 同館 (☎23・4311)

キリトリせん

郵便はがき

8 3 4 - 8 7 9 0

料金受取人払

八女郵便局

承認

207

差出有効期限
平成30年6月
30日まで

《受取人》

八女市本町647番地

(切手不用)

八女市長 行



8 3 4 8 7 9 0

7

キリトリせん

《回答が必要な方は、住所・氏名・電話番号の記入をお願いします。》

ご住所			
(フリガナ) お名前			
年齢	歳	(性別) 男・女	☎

あなたの声を届けてください！

皆さんが日ごろ八女市に対して思っていることを、市長に届けてください。将来の八女市づくりのため問題点は改善し、建設的な内容については実現に向けて努力してまいります。なお、市の事務と関係のないものについては回答しておりませんので、ご了承ください。

○市長室直通ファクスも市内からは無料でご利用いただけます。
0120・24・4554 (フリーダイヤル)

八女・筑後
結婚サポート
センター

婚活パーティー
参加者募集！



- 八女・筑後結婚サポートセンターでは婚活パーティーの参加者を募集しています。お気軽にお問い合わせ・お申し込みください。
 - 開催日時 7月30日(日)11時～15時
 - 開催場所 八女市働く女性の家(八女市立花町谷川1111)
 - 参加資格 20歳～39歳までの独身男女 男性15人、女性15人
 - 内容 簡単なプロフィールを交換しながらお話をさせていただきます。
 - 参加費 2000円(昼食・ドリンク・通信費等含む)
 - 応募締切 7月23日(日)
- ※当選者のみ締切日翌日までにメールまたはお電話にてご案内します。

申込は八女・筑後
結婚サポートセンターへ

(八女市立花町原島95-1 八女市立花庁舎・南別館)

☎ 22・5900

✉ yamechikugoksc@ybb.ne.jp

● 開所日時 = 月曜日、木曜日
から日曜日 11時～18時(火・水曜日は定休日)

※7月27日(木)以降はキャンセル料が必要になります。
● 応募方法 氏名・年齢・性別・住所・当日必ず連絡が取れる電話番号を明記して申込先へ電話・メールか、直接ご来所ください。

寄付のお礼(敬称略)

- 長峰小学校へ
松尾和昭=一輪車30台

災害からあなたを
守る防災ラジオ

八女市の防災情報はFM八女
[80.1MHz]を通じて放送します。



設置して
ね！

ラジオの配付・故障に関するお問い合わせは、旧八女市は本庁秘書広報課(☎23・1110)へ、旧町村は各支所総務課へお願いします。

詐欺被害相談をかたる悪質 業者に注意!

【事例】

「アダルトサイトをクリックしたら、いきなり料金38万円を請求された。あわてて『アダルトサイト請求』と検索すると『アダルトサイトの請求でお困りならおまかせください』とあったので、電話で相談した。『調査費用として3万円かかります』と言われた。38万円払うよりも良いと思ひ契約することにした」



【アドバイス】

●アダルトサイトなどインターネットでの不当な請求にあったというトラブルが毎年たくさん起こっています。それに便乗して、もしくははグルになって『被害回復します』と言ってさらにお金を請求する事業者やサイトがたくさんあります。

【注意点①調査は必要ない!】

有料サイトには、有料であることをはっきり示して、登録する意思を確認する画面を設けておかなければ

いけないようになっていきます。いきなり請求されても支払う義務はありませんので、調査などする必要はないのです。

【注意点②二次被害に注意!】

『被害回復』をかたるサイトの中には、種類があります。

●グル型 詐欺サイトとグルになりさらに高額なお金を請求してくるもの。
●サポート型 詐欺サイトとは別に、お金を請求してくるもの。

このようなサイトからは、『調査費用』『着手金』『成功報酬』などお金がかかるサポートをすすめてくる場合があります。

注意点①で述べたように、調査は必要ありません。詐欺サイトに安易にお金を支払わないことで、自分で対応できますので、わざわざお金がかかるサポートを契約する必要はないのです。

このような事例について、平成29年5月22日付けで、消費者庁から、(株)クラプラ(東京都豊島区池袋)(<http://kurapura.biz/>)という会社の被害が頻発しているということで注意喚起がなされています。

キリトリセン

ご意見記入欄

(八女市広報H 29.7)

あなたの声をお待ちしています

市政に対するご意見や苦情、疑問など、あなたの「声」をお待ちしています。建設的なご意見やご提案については、市長や担当課などから直接ご本人へ回答もしていますので、住所・氏名・電話番号等連絡先の記入をお願いします。次のいずれかに該当するものについては、対応できない場合があります。

▽特定の個人を誹謗、中傷、非難するなどしているもの
▽公の秩序または善良の風俗に反するもの
▽明らかに営利を目的としているもの
▽趣旨が不明確もしくは不明なもの
▽その他、市が不適当と判断するもの

●問い合わせ 秘書広報課秘書広報係 (☎23・1110)

キリトリセン

八女紫苑句会

石南花や此処も八女かと高嶺より
松延みさと
白蓮の句碑埋め尽くす野藤咲く
牛島 景子
新茶汲む膳は奥八女山の幸
堤 多鶴子
百年の大樹に力薬ゆる
中川原篤子
万緑の宮居に鳥語絶え間なし
井上トシ子



八女歴史ボランティアクラブ 会員を募集しています

古墳案内や各種体験事業の補助などをしていただける方を募集しています。●問い合わせ＝「いわいの郷」(☎24・3200)

岩戸山歴史文化交流館「いわいの郷」を拠点に八女歴史ボランティアクラブで活躍する橋爪征夫さんにお話を伺いました。

「この活動を始めたのは平成16年1月に『岩戸山・乗場古墳を守る会』ボランティア部が発足したことがきっかけです。古墳について勉強したり、よそに視察研修したりしながら、古墳の案内ができるよう努力したのを覚えています。慣れるのに時間はかかりましたが、考古学、暦学の仮説や物理的論議などの本を読みながら経験を重ねました。難しさもありますが、この活動を通してたくさんの人たちとの出会いがあり、第2の人生としてはこの上な

岩戸山古墳の素晴らしさを多くの人に伝えたい



八女市吉田在住。趣味は写真撮影、登山、釣り、ゴルフなど多彩。「現在は、古墳周辺の清掃管理もしています。今、緑がきれいでいい時期ですよ。四季折々の景色と自然の輝きを感じることができる岩戸山古墳にぜひお越しください」と橋爪さん。

「八女歴史ボランティアクラブ」で活躍する 橋爪 征夫さん

い経験をしていると思います。

平成27年11月に新しく交流館がオープンして、ボランティアの体制も新しくなりました。様々な事業を行う中で訪問者のニーズを取り入れながら筑紫君磐井や日本の文化について楽しく学んでいただくための手助けができればと思っています。いわいの郷で行う体験学習も『古代人になれるかな』のキャッチフレーズで勾玉・石包丁づくりや狩り(弓)、火起こし体験などを行っています。その他にも折り紙教室やプラ板・組紐・凧づくりなど、新しい企画も生まれています。

八女で生まれ、子どもの頃から思い出がある岩戸山古墳は、私の心のよりどころです。歴史を学び四季折々の自然を楽しめるこの古墳の素晴らしさを、ボランティア活動を通してさらに多くの方々に伝えていければと考えています」

7月

図書館の休館日

7月の館内整理日は28日(金)

《本館の休館日》※月曜、館内整理日

3(月)、10(月)、17(月)、24(月)、28(金)、31(月)

《上陽・立花・矢部・星野分館の休館日》

※月曜・祝・休日、館内整理日

3(月)、10(月)、17(月)、24(月)、28(金)、31(月)

《黒木分館の休館日》※火曜・祝・休日、館内整理日

4(火)、11(火)、18(火)、25(火)、28(金)

7月の図書館だより

八女市立図書館(本館) ☎22・2504

※本館の開館時間＝平日 10時～20時
土日祝 10時～18時

上陽分館 ☎54・3131 矢部分館 ☎47・2258

黒木分館 ☎42・0400 星野分館 ☎52・3120

立花分館 ☎37・1522

※分館の開館時間＝9時～17時30分

ホームページ www.library.yame.fukuoka.jp (あそびに来てね!)



7月のよみきかせ

幼児～小学生の皆さん対象です!

♥本館＝1日、8日、15日、22日、

29日 おはなしコーナー

※いずれも土曜日 14時から

♥黒木分館＝1日(土)10時30分～

おはなしコーナー

7月のあかちゃんよみきかせ

0～2歳くらいの赤ちゃん対象です!

♥本館＝2日(日)、15日(土) 11時～2階研修室

♥黒木分館＝22日(土)10時30分～おはなしコーナー

★七夕おはなし会★

ブラックシアターの『おりひめとひこぼし』など、たくさんのおはなしが楽しめる「七夕おはなし会」です。どなたでもご参加いただけますのでぜひお越しください。(申込・参加費不要)

なお、小学生以下のお子さんには小さなプレゼント(数量限定)もあります。

●日時＝7月8日(土) 14時～

●会場＝「ふじの里」多目的ホール(黒木町)

●問い合わせ＝黒木分館(☎42・0400)

●日時＝7月29日(土)20時～

夜のこわいおはなし会

●内容＝図書館の本を借りてスタンプを集めよう。夏休みにおすすめの本もあるよ。

なつやすみスタンプラリー

●内容＝夏休みの自由研究に役立つ本とアイデアカードを用意しています。

自由研究おたすけ隊

☆なつやすみは
としよかんへ行こう☆
7月15日(土)～8月27日(日)

●日時＝8月20日(日)

科学あそび教室

●内容＝図書館の本にのっている科学体験をやってみよう!



●会場＝本館

●対象＝児童～一般

●内容＝夜の図書館で怖いおはなしを聞こう。

大人も楽しめるイベントです。

後期高齢者医療制度に 加入していただく皆さんへ

保険料は、平成28年中の所得金額と世帯(※1)の状況をもとに算定を行い、決定します。被保険者(加入者)の皆さんには「平成29年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。

※1「世帯」とは、29年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

保険料の決まり方(計算方法)

保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。保険料は、年額57万円が上限です。

▽保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。

▽保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直されることとなっており、平成28年度に改定されています。

▽総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」給与収入－給与所得控除「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

※例えば公的年金等の収入のみの人で、年額が153万円以下の場合、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。

平成29年度の保険料

被保険者 均等割額	所得割額	
56,085円	+	$\left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \\ - 33\text{万円} \\ \text{(基礎控除額)} \end{array} \right) \times \text{所得割率} \\ \text{11.17\%}$

保険料の軽減

▽均等割額の軽減

平成29年度では、平成28年度の保険料軽減措置(被保険者均等割の9(7)割、8.5(7)割(※2)、5割、2割軽減)を継続して行います。

※2 原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「9割軽減」「8.5割軽減」となっています。

▽所得割額の軽減

総所得金額等が91万円以下(公的年金のみ)の場合は、収入額で211万円以下)の人は、所得割額が2割軽減となります。

▽被用者保険(注4)の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が7

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	同一世帯内の被保険者および世帯主の 軽減対象所得金額(※3)の合計額
9(7)割軽減	5,608円	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】
8.5(7)割軽減	8,412円	【33万円(基礎控除額)】以下
5割軽減	28,042円	【33万円(基礎控除額) + 27万円 × 被保険者数】以下
2割軽減	44,868円	【33万円(基礎控除額) + 48万円 × 被保険者数】以下

※3「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

割軽減(注5)となります。また、所得割額はかかりません。

(注4)・・・被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

(注5)・・・ただし、均等割額の軽減が9(7)割軽減、8.5(7)割軽減に該当する方は、それぞれ9(7)割軽減、8.5(7)割軽減が優先されます。

保険料の減免制度

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は保険料が減免できる場合がありますので、市担当窓口へご相談ください。

8月から被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、平成29年7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証(水色)の有効期限は、平成30年7月31日までの1年間となっており、7月下旬までに簡易書留で郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証(水色)を医療機関の窓口提示してください。

7月31日までに新しい被保険者証(水色)が届かない場合は、市担当窓口までお問い合わせください。

被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。自己負担割合は通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税所得が14.5万円以上である場合には、3割となります。

ただし、市町村民税課税の所得が14.5万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は、市担当窓口へ申請すれば1割の自己負担割合となります。

①同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

②同じ世帯の被保険者が本人のみの場合(次の①または②に該当)

①本人の収入が383万円未満

②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新です

現在、使用中の限度額適用・標準

負担額減額認定証(以下、減額認定証)の有効期限は、平成29年7月31日となっています。

減額認定証をすでにお持ちの人で、平成29年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を被保険者証と同封してお届けします(一部の人には広域連合から直接郵送されます)。

【減額認定証とは】

世帯全員が市町村民税非課税である人が、入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関窓口へ提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、市担当窓口での申請手続きが必要となります。

【申請に必要なもの】

①被保険者証

②印鑑

③その他(非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります)



●問い合わせ

- ▼市民課公費医療係 (023・11117)
- ▼黒木支所市民生活福祉課市民係 (042・11113)
- ▼立花支所市民生活福祉課市民係 (023・4932)
- ▼上陽支所市民生活福祉課市民生活福祉係 (054・2218)
- ▼矢部支所市民生活福祉課市民生活福祉係 (047・3111)
- ▼星野支所市民生活福祉課市民生活福祉係 (052・3113)
- ▼福岡県後期高齢者医療広域連合 (092651・3111)



平成29年度未来づくり協議会総会を開催

21のまちづくり団体で構成する「八女市未来づくり協議会」の総会および市執行部との意見交換会が5月10日(水)、八女市役所で開催されました。会議には42人の委員が出席し、役員体制、重点活動、事業計画等が承認されました。

●役員体制（敬称略）

会長 田島富士雄（矢部）
副会長 青木 勉（八女）
副会長 樋口俊朗（黒木）
副会長 福原信彬（立花）
副会長 小井手恒則（上陽）
副会長 足達 透（星野）

●今後の重点活動

- ①地域振興計画の推進
- ②まちづくり団体の人材育成と体制強化の環境づくり
- ③女性グループおよび女性



全21団体の地域振興計画

リーダーの育成

●29年度主な事業計画

- ①地域づくり研修会
 - ◇地域づくり活動事例発表会
 - ◇地域づくりや人材育成に関する講演会の開催
 - ②先進地視察研修の開催
 - ③市執行部との意見交換会
- 総会終了後、市執行部との意見交換会では、未来づくり協議会に期待するものとその関連予算をテーマに意見交換が行われました。

全21団体で

「地域振興計画」策定完了！

平成28年度末で全21のまちづくり団体の地域振興計画策定が完了しました。住民アンケートやワークショップ等を通じて住民の声を反映し、地域課題解決と将来像を踏まえた各まちづくり団体の手づくりの計画書となっています。この計画を実現するために、地域の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

「協働カフェ」でまちづくりの成果を共有

市民との協働によるまちづくり提案事業の成果報告会「意見交換会「協働カフェ」」が6月10日(土)、おりなす八女はちひめホールで開催され、約60人が参加しました。これは、平成28年度にまちづくりに関する事業の提案を採択された市民団体等が活動の成果を報告するとともに、参加者同士が意見交換して交流を深めるものです。

市民との協働によるまちづくり提案事業に採択された13団体は、ホタルの生育環境の回復を目指す活動や、地域の子どもの成長を見届ける学習支援塾の立ち上げ、コンサートの開催や上陽散策モデルコースの作成など、地域の魅力を生かしたまちづくり活動を報告しました。また、空き家再生・活用モデル事業に採択されたNPO法人八女空き家再生スィッチは、移住・来訪者へ



の情報発信・交流の場として、旧八女郡役所を改修して活用する取り組みを報告しました。

その後は、それぞれの活動やまちづくりについて、グループごとに自由に意見交換しました。参加者は、用意されたお茶やジュースを飲みながら、まちづくりのアイデアや課題について活発に意見を出し合っていました。

身体障がい者体育大会で活躍

第55回福岡県身体障がい者体育大会が5月3日(水)、博多の森陸上競技場で行われました。

八女市内から36人の選手が参加し、跳躍競技・投てき競技・フライングディスク競技などに挑戦。今大会はメダル23個（金メダル15個・銀メダル5個・銅メダル3個）を獲得したと、八女市身体障害者福祉協会から報告がありました。



フライングディスク競技に挑戦する選手たち

八女茶山唄日本一大会 124人が自慢ののどを競い合いました

第34回八女茶山唄日本一大会が6月4日(日)、八女市黒木町開発センターで行われました。大会では、県内外から集まった4歳から89歳までの124人が自慢ののどを競い合いました。

八女茶山唄は茶葉を手もみする際に歌われた八女茶特有の民謡で江戸時代末期から歌い継がれてきたものです。これらの伝統を後世に伝え、茶の振興発展と文化の向上を図るため、毎年大会を開催しています。出場者は、餅の作業着や着物姿で登壇し、尺八の伴奏に合わせ独特の節回しを力強く



力強い歌声が会場に響き渡りました

歌い上げていました。

また、大会会場では黒木文化連盟茶道部による抹茶・お茶の接待などがあり、来場者に美味しい八女茶をピールしました。

審査の結果、少年少女の部を除く3部門の優勝者で争うグランプリには壮年の部優勝の河内正二さん(宮崎県日向市)が輝きました。その他の部門の優勝者は次のとおりです(敬称略)。

【少年少女の部】草場彩菜(佐賀県伊万里市)【青年の部】松尾美波(八女市)【高年の部】中島和子(八女市)



4歳から89歳までの124人が出場

筑邦銀行と包括連携 協定を締結

5月23日(火)、八女市と筑邦銀行は、それぞれの資源を有効活用し八女市の経済振興に寄与することを目的に、地方創生に関する包括連携協定を締結しました。

この協定により、筑邦銀行の農業経営アドバイザーが市内農業者の経営相談にのるか、同行主催の商談会を利用した農産物の販路拡大、また定住促進事業での民間資金等活用事業に関する情報提供等を検討しています。

筑邦銀行の中野慎介常務は、「地方創生のために官と民が連携してともに知恵を出していくことが重要。八女地域の活性化につながるよう積極的に支援していきたい」と話していました。



6月15日に竣工式が行われました

長峰小学校のプール が完成しました

老朽化により授業に支障をきたし、改修工事をおこなってきた長峰小学校のプールが3月に完成しました。

既存のコンクリート製プールを利用し、FRP(ガラス繊維とポリエステル樹脂)から成る繊維強化合成樹脂)でカバーすることによって全く新しいプールへとリニューアルしています。

竣工式を6月15日(木)に実施し、みんなでプールの完成を祝いました。プール開きでは、子どもたちも楽しそうに泳いでいました。新しいプールの活用により、授業の充実と、子どもたちが心身共に成長することを願います。

星野村で新茶 サツキまつりを開催

玉露の茶摘みもひと段落した星野村で6月3日(土)4日(日)、「星の新茶まつり・サツキまつり」が開催されました。会場となった茶の文化館ではリニューアル効果により玉露の新茶が並ぶ物産販売コーナー、茶の体験コーナーなど多くの来場者で賑わいました。

屋外では、清々しい初夏の薫りを感じながら「かぐや姫の森」で、朝霧会(茶道の5流派で組織)による抹茶のもてなしが行われ、訪れた山村留学児童も初めての体験で楽しんでいました。



お茶の手もみを体験する子どもたち



第33回寄宿舎夏まつり

●期日 7月7日(金)15時30分～18時

●会場 筑後特別支援学校 体育館(筑後市下北島)

●内容 ▽交流校によるパフォーマンス、太鼓の共演

▽保護者・近隣施設等からの出店、寄宿舎太鼓など

●問い合わせ 同校 (☎0942・53・0528)

立花自然と歩こう会

参加自由(無料)、会員は保険あり(年500円)

●日時 7月9日(日)7時30分、旧上辺春小学校集合

●コース 松尾弁財天

●問い合わせ 白鳥さん (☎37・0038)

29年度市民との協働によるまちづくり提案事業 伝統工芸現代作品展「伝統と匠の技の饗宴」

八女の地で脈々と受け継がれてきた伝統と匠の技。

時を超えて誕生した新作品や発展作品が勢揃いします。

●日時 7月9日(日)～7月30日(日)、9時～17時※10日と24日は休館

●会場 八女伝統工芸館2階特設会場

【会期中特別イベント】

7月16日(日)14時～『ギターとクラリネットコンサート』

▽ギター 古賀修▽クラリネット タラス・テムチシン / 入場無料

●問い合わせ 同館 (☎22・3131)

岩田松雄講演会

元スターバックスCEO(最高経営責任者)の岩田松雄氏を迎え講演会(演題「僕は必ず、夢を掴む」)を開催します。入場無料、定員250人。

●日時 7月11日(火)19時～(受付18時～18時55分)

●会場 ガーデンホール 矢部川城

●主催・問い合わせ 八女青年会議所 (☎24・4022)

第43回地域活動講演会

今回は「夢を持つのはやめましょう」地に足ついたワク

九州北部豪雨から5年

「ワクしない生き方」と題し、伊藤有紀さん(まちや紳士録の映画監督)の講演。参加無料。定員30人

●日時 7月11日(火)19時～

●場所 問い合わせ ホームヘルプ・ケアプラン金太郎(清水町商店街) ☎24・9657

シンポジウム

九州北部豪雨から5年

～矢部川の復旧、復興を見つめ、これからの矢部川を考える～平成24年九州北部豪雨から5年を迎えるにあたり、

河川や地域づくりに関わる方々の話を聞き、矢部川とその流域地域の魅力的な自然景観や文化を次世代に継承するために何が必要なのかを

矢部川流域の皆さんと考えます。参加無料。定員150人

●日時 7月15日(土)13時30分～17時

●会場 おりなす八女はちひめホール

●内容 ▽基調講演 島谷幸宏氏(九州大学工学研究院教授)▽パネルディスカッション▽関連パネルや資料の展示

●問い合わせ 矢部川をつなぐ会事務局・山村塾小森さん (☎42・4300)

お陰様で100回目 八女軽トラ市 100回記念市

平成29年度市民との協働によるまちづくり提案事業

平成25年4月から開催している「八女軽トラ市」が100回目を迎えるにあたり、

支えていただいた市民の皆さまへの感謝の気持ちを込めて記念市を開催します。

●日時=7月9日(日)9時～14時※雨天時は7月23日(日)に延期 ●会場=八女伝統工芸館駐車場 ●内容=特産品や雑貨等の販売、ステージイベント、卵のつかみどり、お楽しみ大抽選会他 ●問い合わせ=八女伝統工芸館 (☎22・3131)



公開講座「高齢者の権利」

高齢者の権利擁護に関する市民公開講座。身近な出来事を通して自分や家族の権利について考えてみませんか。参加費無料・申込不要

●日時 7月19日(水)13時30分～15時

●場所 黒木支所大会議室

●内容 「高齢者の権利について」弁護士岩城和代さん

●問い合わせ 介護長寿課 高齢者支援係 (☎23・1308)

企画展「福岡の広報紙展」

県や市町村の地域性豊かな広報紙を一堂に展示。編集作業の流れや、「グラフふくおか」の紙面から見てくる

社会の移り変わりを写真パネルや所蔵資料で振り返り

ます。観覧無料。

●期間 7月19日(水)～9月24日(日)、9時～17時

●講演会 7月30日(日)14時～15時30分 「市町村広報紙に求められるもの」災害報道の経験から」講師(株)西日本新聞社報道センター 社会部記者 吉田真紀氏

●場所・問い合わせ 福岡共同公文書館(筑紫野市上古賀) ☎092・919・6166

八女歩こう会

「矢部村森林ウォーク」

●日時 7月23日(日)

●集合場所 八女伝統工芸館前6時30分集合、車乗り合わせで矢部村へ

●参加費 会員無料、会員外保険料200円

2017.7.1 広報八女 20

職員募集

【嘱託職員】学校給食調理員

- 募集職種=学校給食調理員
- 資格=調理師または栄養士資格を有する人
- 募集人員=1人 ● 受付期間=7月3日(月)~7月21日(金)※土・日・祝を除く。※郵送の場合は7月21日(金)必着 ● 試験日=7月30日(日) ● 選考方法=書類審査および面接
- 提出書類=申込書(学校教育課に準備)、資格証明書の写し
- 申込・問い合わせ=学校教育課総務係 (☎23・1954)

【嘱託職員】文書配達員

- 業務内容=市役所と各支所および市立学校等との文書集配など
- 資格=普通自動車運転免許(オートマチック車限定不可)
- 募集人員=1人 ● 試験日=7月30日(日)
- 提出書類=申込書(総務課に準備)
- 受付期間=7月3日(月)~7月21日(金)※土・日・祝を除く。※郵送の場合は7月21日(金)必着
- 選考方法=書類審査および面接
- 申込・問い合わせ=総務課総務法制係 (☎23・1111)

【臨時職員】保育士

- 募集職種=保育所保育士(応募に基づき登録し、必要に応じて任用します)
- 応募資格=保育士資格を有し、保育士登録済みの人 ● 提出書類=八女市臨時職員登録申込書、保育士証(写) ● 勤務形態=▽日々雇用(1日勤務、午前のみ、午後のみ勤務等)
- 賃金=7,400円(1日勤務)、3,600円(午前勤務)、4,500円(午後勤務)
- 勤務場所=市内公立保育所
- 申込・問い合わせ=子育て支援課こども未来係 (☎24・8814)

- 持参品=両具、水筒、タオル等
- 問い合わせ=同会荒川さん (☎090・4997・5813)

うつつの家族のついで

うつつ病の方を持つ家族同士で集まり、日頃の不安や今の思いをお話してみませんか。こころが軽くなるかもしれません。秘密厳守、参加無料、申し込みが必要です。

- 対象者=うつつ病の方の家族
- 日時=7月27日(木)14時~15時30分
- 内容=交流会(悩みの共有や情報交換等)、臨床心理士による助言、個別相談
- 会場=申込=県南筑後保健福祉環境事務所(柳川総合庁舎内) ☎0944・72・2176
- 日時=7月30日(日)10時~13時
- 内容=竹の遊び(竹とんぼ・紙玉てっぽう等)、紙の遊び(折り紙・リサイクル工作等)、バザー(じゃがいもまんじゅう・かき氷等)
- 1年生の七夕揮毫会(要申込、先着50人、表装紙代800円)
- 場所=問い合わせ=多世代交流館「共生の森」(☎22・2257)

共生の森「七夕まつり」

- 日時=7月30日(日)10時~15時
- 内容=「高年齢者のストーリー」講師 田主丸中央病院 横山絵麻先生
- 12月3日(日)13時~15時
- 内容=「ストーリーマの問題点、種類・合併症・ケア」講師 くるめ病院亀川博江先生



日本オストミー協会研修会

- オストメイト(人工肛門・人工膀胱)の日常生活の質の向上を追求した活動をしている(公社)日本オストミー協会福岡県支部の研修会。県からの委託(オストメイト社会適応訓練事業)を受けて実施されるものです。
- 7月9日(日)13時~15時
- 内容=「高年齢者のストーリー」講師 田主丸中央病院 横山絵麻先生
- 12月3日(日)13時~15時
- 内容=「ストーリーマの問題点、種類・合併症・ケア」講師 くるめ病院亀川博江先生

介護職員初任者研修

- ①②共通
- 会場=久留米市役所3階会議室
- 問い合わせ=日本オストミー協会福岡県支部筑北分会 (☎0942・473766)
- 対象=八女市に住民票を有し介護業務に従事しようとする人および従事している人
- 研修期間=10月10日(火)~1月23日(火)の指定された火・木曜日
- 時間=10時~17時(内容によっては若干の変更あり)
- 募集人員=14人(7月1日(金)から受付。先着順で定員になり次第締め切ります)
- 会場=八女市立山球場
- 日程=8月20日(日)~10月中旬
- 開会式=8月20日(日)19時立山球場
- 参加費=5000円
- 申込締切=7月23日(日)
- ※月曜日は休館(7月17日(祝)を除く)
- ※抽選会を8月5日(土)19時から八女市総合体育館研修室で行います。
- 申込・問い合わせ=総合体育館 (☎24・1230)



第6回八女市長旗(ナイター)野球大会参加チーム

- 会場=八女市立山球場
- 日程=8月20日(日)~10月中旬
- 開会式=8月20日(日)19時立山球場
- 参加費=5000円
- 申込締切=7月23日(日)
- ※月曜日は休館(7月17日(祝)を除く)
- ※抽選会を8月5日(土)19時から八女市総合体育館研修室で行います。
- 申込・問い合わせ=総合体育館 (☎24・1230)



各体験・講座とも先着順です。

●申込・問い合わせ＝岩戸山歴史文化交流館(いわいの郷) ☎24・3200 / ㊟24・3210

【体験事業】銅鏡をつくろう



ミニ銅鏡を作って、古代体験をしてみよう。

●日時＝7月29日(土) 10時～12時 ●場所＝岩戸山歴史文化交流館 ●対象＝どなたでも

●定員＝30人(先着順) ●参加費＝500円 ●申込＝電話またはファクス ●募集期間＝7月11日(火)～7月23日(日) ※7月18日(火)は休館日のため電話受付不可

【歴史講座】南朝の息吹を今に伝える奥八女、五條家

南北朝時代の八女や五條家の歴史について、史実・伝承・想い等を第25代五條家当主に語っていただきます。

●日時＝7月22日(土) 13時30分～15時 ●場所＝岩戸山歴史文化交流館 ●講師＝五條元滋さん(五條家当主) ●定員＝100人(先着順・当日受付) ●受講料＝無料

平成29年度自衛官

- 募集種目①航空学生(海・空パイロット) ②一般曹候補生 ③自衛官候補生
- 受付期間＝7月1日(土)～9月8日(金)
- 地域説明会(いずれの会場でも参加できます)

【第1回】7月15日(土)14時～16時 / おりなす八女

【第2回】7月22日(土)14時～16時 / 筑後市サンコア

【第3回】7月29日(土)14時～16時 / 広川町町民交流センター

●問い合わせ＝自衛隊八女地域事務所 ☎24・5192

県営住宅入居者

●募集住宅＝県内に所在する県営住宅(詳細は募集案内書をご覧ください)

内書をご覧ください)

●募集案内書の配布および受付期間＝7月13日(木)～7月24日(月)

●募集案内書の配布場所＝県住宅供給公社、同公社筑後管理事務所および大牟田出張所、市役所都市計画課、各支所窓口

●問い合わせ＝県住宅供給公社 ☎092・781・8029

県海外戦没者慰霊巡拝団員

参加資格等の詳細についてはお問い合わせください。

▽ミャンマー(定員15人) ●期間＝11月中旬頃8日間程度(予定)

●申込期限＝9月15日(金) ▽シンガポール・マレーシア(定員15人)

●期間＝平成30年2月中旬頃8日間程度(予定)

●申込期限＝12月15日(金)

●申込・問い合わせ＝県遺族連合会 ☎092・761・0012

戦没者遺児による慰霊友好親善事業

●対象＝先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児

●参加費＝10万円

●実施地域＝西部ニューギニア、マリアナ諸島、東部ニューギニア、トラック・パラオ諸島、北ボルネオ・マレー半島、フィリピン、ソロモン諸島、ミャンマー、台湾・パシフィック海峽、中国、ビスマーク諸島、マレーシア、ギルバート諸島

※詳細は問い合わせください。

本

不要になった本を集めています

古本市開催のため、ご家庭で不要になった本を集めています。

- 受付＝八女市立図書館本館カウンター
- 対象＝単行本、文庫本、新書、児童書、絵本、雑誌、コミック

※百科事典、全集、傷みが激しい本は受け付けできません。 ※古本市の収益金は、八女市立図書館の読書啓発事業に役立てられます。

★10月29日(日)開催の古本市で販売します。

●問い合わせ＝NPO法人まなびと八媛(八女市立図書館本館内) ☎22・2504

試験

福岡県行政職員

●問い合わせ＝日本遺族会 ☎03・3261・5521

福岡県行政職員採用試験(民間企業等職務経験者)

●受付＝7月18日(火)～7月28日(金)【インターネット】7月18日(火)9時～7月25日(火)

●受験資格＝昭和33年4月2日以降に生まれた人で、今年6

月末現在、民間企業等において職務経験が5年以上ある人

●試験日＝8月27日(日)

●問い合わせ＝県人事委員会 ☎092・643・3956

裁判所職員

裁判所職員採用一般試験(裁判所事務官、高卒区分)

●受付＝【インターネット】7月11日(火)10時～7月20日(木)※

就業支援

●1次試験＝9月10日(日) ※詳細は受験案内書か裁判所ウェブサイトで確認ください。

●問い合わせ＝福岡地方裁判所 ☎092・781・3141

ハローレーニングが急ば学べ

仕事を探している人を対象に、希望する職種への就職やキャリアアップのためのスキルを習得する訓練がハローレーニングです。ものづくりコースから、事務、介護サービス、IT関連など様々な分野のコースがあります。受講や詳しい説明を希望される方はハローワークでご相談ください。

夏休み 親子で作る和綴じメモ帳

伝統的な和本の綴じ方には様々な種類があります。和綴じの歴史を学びながら、実際に親子で和綴じメモ帳を作ってみませんか。参加無料 ●日時=7月29日(土)13時~16時※12時30分集合(館内見学を20分程度行います) ●対象=小学校4年生~中学校3年生とその保護者 ●定員=20組(7月16日(日)までに事前申込、抽選) ●場所・問い合わせ=福岡共同公文書館(☎092・919・6166)

夏休み 裁判所子ども見学会

●日時=7月31日(月)10時~12時 ●場所=福岡地方裁判所久留米支部(久留米市篠山町21) ●内容=模擬裁判、クイズなど ●対象=小学5・6年生 ※保護者付添い ●募集人員=先着22人程度 ●申込・問い合わせ=福岡地方裁判所久留米支部(☎0942・32・5387)

●場所・問い合わせ=ハローワーク八女(☎23・6188) ●40歳からの個別就職相談

おおむね40歳から64歳までの求職者を対象に、再就職専門のアドバイザーが1対1でサポートします。(費用無料、要予約) ●日時=毎週水曜日、10時~17時 ●場所=ハローワーク八女2階 ●問い合わせ・予約=福岡県中・高年就業支援センター(☎092・4333・7780)

パソコン実践力養成科 (筑後市で開催)

ワード、エクセル、パワーポイント等を学びます。受講料無料。テキスト代(71

28円)実費。受講申込するためには、ハローワークで複数回の相談を行うことが条件です。このため、7月21日(金)までにハローワークで初回の相談を行ってください。

●訓練期間=8月21日(月)~12月20日(水)(4か月間) ●訓練時間=9時40分~16時20分 ●場所=パソコンスクールPCワークス(筑後市長崎) ●募集締切=7月24日(月) ●選考試験=8月3日(木) ●問い合わせ=同所(☎0942・53・8851)

佐賀職業能力開発促進センター

受験料・受講料無料(教科書代等実費)。申込書はハローワークに準備。詳細は問

い合わせください。 ●募集科・定員=▽CAD/NCオペレーション科(15)▽板金・溶接施工科(15)▽住環境CAD科(24)▽電気システム施工科(15) ●訓練期間=9月5日(火)~2月28日(水)(6か月間) ●募集締切=7月31日(月) ●選考日=8月9日(水) ●問い合わせ=同センター(☎0952・26・9516) ●県立久留米高等技術専門学校 受験料・受講料無料(教科書代等実費)。申込書はハローワークに準備。詳細は問い合わせください。 ●募集科・定員=介護サービスク(後期)・30人 ●訓練期間=9月22日(金)~3月15日(木)(6か月間) ●募集期間=7月3日(月)~8月1日(火) ●試験日=8月24日(木) ●問い合わせ=同校(☎0942・32・8795)

ひとり親サポートセンター(春日センター)

ひとり親家庭の母父または寡婦の方を対象に「介護福祉士実務者研修(通信制)」

資格取得講習会を行います。 ●受講条件=ヘルパー2級、または介護職員初任者研修の修了者であって、期限までにレポート提出ができ、スクーリング全日程必ず出席できること ●開催場所=ウイズインターンスクール教室(福岡市中央区葉院) ●開催日時=【8月~10月】自宅学習・レポート提出【10月28日(土)~12月23日(祝)】の間の毎週土曜日9時~18時】スクーリング ●受講料=無料(テキスト代の一部として1万円自己負担) ●申込締切=7月18日(火) ●申込・問い合わせ=ひとり親サポートセンター(春日センター) ☎092・584・3931

小・中学校体育施設利用

市民のスポーツ活動に体育館や運動場を開放しています。利用したい人は必ず「利用者」に参加してください。前もって団体登録が必要になります。

《8月利用者の会》

●期日=7月22日(土) ●時間・学校名=▽13時30分(福島小、長峰小、福島中)▽14時15分(八幡小、岡山小、西中)▽15時(上妻小、三河小、南中)▽15時45分(忠見小、川崎小、見崎中、上陽北浜学園) ●会場・問い合わせ=総合体育館(☎24・1230)

輝翔館学校説明会

①7月22日(土)14時30分~16時(受付14時) ●場所=久留米シティプラザ ●内容=学校紹介・中高一貫教育の説明、適性検査の概要、個別相談等。申込不要。 ●7月29日(土)9時30分~12時30分(受付9時) ●場所=福岡県立輝翔館中等教育学校(黒木町桑原) ●内容=▽学校紹介・中高一貫教育の説明、適性検査の概要、学校見学等▽寄宿舎見学、部活動見学、個別相談等※事前申込必要。「申込書」は、HPからダウンロードしてください。上履きを持

●問い合わせ=松崎さん、宮川さん(☎42・1917) ※詳細はHPで確認ください。



筑後市

【第51回筑後船小屋花火大会】

●日時 = 7/29 (土) 20:00 ~ 21:30 ●場所 = 筑後広域公園 芝生広場 ●問 = 市観光協会 (0942・53・4229)

柳川市

【第19回柳川ひまわり園】

●日程 = 7月下旬 ~ ●場所 = 柳川ひまわり園 ●問 = 市観光課 (0944・77・8176)

みやま市

【第41回みやま納涼花火大会】

●日時 = 7/20 (木) 20:00 ~ ●場所 = 瀬高橋付近 ●問 = 同実行委員会 (0944・63・8000)

広川町

【逆瀬谷薬師堂そうめん流し】

●日時 = 7/30 (日) 10:00 ~ 15:00 ●場所 = 逆瀬谷薬師堂 (水原 3153-2) ●問 = 広川町観光協会 (32・5555)

平成29年毎月勤労統計調査特別調査

毎月勤労統計調査は我が国の労働者の賃金、労働時間、雇用が毎月どのように変化しているかを明らかにするものです。今回実施する特別調査は、該当調査区内の常用労働者1~4人規模の事業所について、年一回、8月~9月にかけて行うものです。調査では、調査区内の個人経営を含む全事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数の把握など準備のための調査をさせていただきます。該当する事業所には、後ほど詳細な調査をお願いする流れとなっております。事業者の皆さまにはご協力をよろしくお願いいたします。

- 平成29年毎月勤労統計調査特別調査八女市内調査区
- 高塚、国武、緒玉、忠見
- 問い合わせ || 福岡県調査統計課調査第二班 (☎092・643・3187)
- 日時 || 10月26日(木)
- 会場 || 県吉塚合同庁舎(福岡市博多区吉塚)
- 対象 || やむをえない理由で保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または、免除された方は、
- 受験案内・願書の配布 || 文部科学省、県教育庁義務教育課で7月10日(月)~9月8日(金)まで配布
- 願書受付 || 8月21日(月)~9月8日(金) ※詳細は県公式ホームページをご覧ください。

中学校卒業程度の学力があるかを認定する試験

- 問い合わせ || 県教育委員会特別支援教育課 (☎092・643・3909)
- 野外での「ダニ」や「蚊」に注意!
- 病原体を持っているダニや蚊が人に刺すことで、日本脳炎やSFTS(重症血小板減少性紫斑病)、日本紅斑熱等の感染症を発生することがあります。このため、農作業やキャンプなど山や草むらで活動する場合は次のことに注意しましょう。
- ①できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用して刺されないようにしましょう。
- ②野外活動後はシャワーや入浴で体にダニが付いていないか確認しましょう。
- ③ダニに咬まれた場合は、無理に引き抜かず、医療機関(皮膚科)で処置してもらいましょう。

タマスタ筑後「筑後七国デー」ファンサービスに参加しませんか?

- 八女市を含む5市2町で構成する筑後七国活性化協議会では、宝くじの助成を受けて、「筑後七国デー」を開催します。当日行われるファンサービスプログラムに筑後七国にお住まいの89人をご招待します。通常は「ホークス筑後ファンクラブ」会員限定で行われるファンサービスを、この機会に体験してみませんか?
- 実施日 || 7月8日(土) 18時試合開始 ※ウエスタン・リーグ公式戦ホークス対ドラゴンズ
 - 場所 || HAWKS ベースボールパーク筑後
 - 受付場所 || タマホーム スタジアム筑後正面にある筑後七国テント
 - ファンサービスの受付時間と内容 || ①~③は14時30分から先着順、④~⑧は小学生限定・抽選。
 - ①選手と写真撮影(2人)
 - ②選手サイン会(50人)
 - ③試合前練習見学(20人)
 - ④選手とキャッチボール(2人)
 - ⑤始球式(1人)
 - ⑥選手とハイタッチ(10人)
 - ⑦ボールボーイ体験(2人)
 - ⑧アナウンス体験(2人)
 - ※()内は定員です。
 - 当日持ってくるもの || 当日の観戦チケット、住所を証明するもの(免許証、保険証など)
 - ※③~⑦に参加を希望する方は、グラウンドで実施するため、運動靴を履いて参加ください。
 - 問い合わせ || 筑後七国活性化協議会(事務局) 筑後市ホークスファーム 連携推進室 (☎0942・65・7073)

場合は、医療機関で診察を受けましょう。

●問い合わせ || 南筑後保健福祉環境事務所保健衛生課 感染症係 (☎0944・72・2812)

相談はお気軽にどうぞ

無料法律相談 予約

- 7月20日(木)、8月3日(木) / 相談
13:00～16:00 / 場所・法務局八女支局 (収入等一定額以下等の条件あり) ※予約・法テラス福岡
☎050・3383・5502
- 7月14日(金) 13:30～16:00
/ 社会福祉会館 ※予約 ☎23・0294
- 7月21日(金) 13:30～16:00
/ ふじの里 (黒木) ※予約 ☎42・2131
- 7月28日(金) 13:30～16:00 / 地域福祉センター(上陽) ※予約 ☎54・3003
- 7月21日(金) 10:00～12:00 / 八女商工会議所 ※予約 ☎22・5161

男女共同参画推進支援委員相談 予約

- 7月13日(木) 13:30～16:30 ※予約・男女共同参画・生涯学習課 ☎23・1314

女性相談 (働く女性の家 ☎37・1522)

- 7月20日(木) 9:30～11:30
/ 働く女性の家 (立花)

なんでも人権相談 (法務局 ☎23・2603)

- 7月7日(金) 13:00～16:00
/ 社会福祉会館

行政相談 (総務課 ☎23・1111)

- 7月6日(木) 13:30～16:00
/ 社会福祉会館
- 7月11日(火) 13:30～16:00
/ 地域福祉センター (上陽)
- 7月12日(水)、19日(水) 9:30～12:00
/ ふじの里 (黒木)
- 7月3日(月) 13:30～16:00
/ 立花市民センター 2階

司法書士相談 (社協 ☎23・0294)

- 7月21日(金) 13:30～16:00
/ 社会福祉会館
- 7月14日(金) 13:30～16:00
/ ふじの里 (黒木)

心配ごと相談 (社協 ☎23・0294)

- 7月5日(水)、19日(水) 13:30～16:00
/ 社会福祉会館
- 7月5日(水)、19日(水) 9:30～12:00
/ ふじの里 (黒木)
- 7月12日(水)、26日(水) 13:30～16:00

/ 地域福祉センター (上陽)

- 7月12日(水)、26日(水) 9:30～12:00
/ かがやき (立花)

日本政策金融公庫相談会

- 7月7日(金) 13:00～15:00
/ 八女商工会議所

定例税務相談会

- 7月10日(月) 10:00～15:00
/ 八女商工会議所

経営支援相談会 予約

- 7月18日(火) 13:30～16:30 / 八女商工会議所 ※予約 ☎22・5161

補聴器の修理と相談

(福祉課 ☎23・1335)

- 7月18日(火) 13:00～14:30
/ 八女市役所203会議室
- 7月13日(木) 9:00～10:00
/ 地域福祉センター (上陽)
- 7月14日(金)、18日(火) 10:00～12:00
/ ふじの里 (黒木)
- 7月18日(火) 10:00～12:00
/ かがやき (立花)
- 7月27日(木) 10:00～12:00
/ 星野支所

年金相談 予約

久留米年金事務所のお客様相談室へ。予約をすれば待ち時間が少なくなります。※基礎年金番号をお知らせください。

- 月曜 (休日の場合は翌日) 8:30～19:00 / 火～金 8:30～17:15 / 毎月第2土曜日 9:30～16:00

※予約 (☎0942・33・6215)

家庭児童相談室 予約

- 平日 9:30～16:00 / 市役所内
※予約 (☎23・1448)

こころの健康相談 予約

- 第1～第4月曜日 14:30～16:00 / 南筑後保健福祉環境事務所分庁舎 (八女総合庁舎) ※予約 ☎0944・72・2176

性感染症検査 予約 と相談 (無料)

- 毎週月曜 14:00～15:00 / 南筑後保健福祉環境事務所分庁舎 (八女総合庁舎) ※予約 ☎0944・72・2812

弁護士多重債務・労働問題・DV被害相談 予約

- 毎週火曜 13:30～16:00 / 社会福祉会館 ※予約 ☎0942・30・0144

消費生活相談 (来訪または電話相談)

- 月～金曜 8:30～16:30 / 八女市消費生活センター ☎23・1183
- 毎週水曜 9:00～16:00 / 黒木支所第3相談室 ☎42・1111

消費生活無料法律相談 予約

- 7月18日(火) 13:00～16:00 / 八女市消費生活センター ※予約 ☎23・1183

電話相談

教育相談

- 平日9:00～17:00 / 八女市教育委員会 ☎0120・784・110

教育相談 予約

- 無休・24時間受付 / 南筑後教育事務所 ※予約 ☎0942・52・4949

養育費相談

- 平日9:00～17:00、第1・第3土日 9:00～16:00 / ひとり親サポートセンター ☎092・584・3931

やめ女性ホットライン

- 平日10:00～17:00 / ☎092・513・7337

交通事故相談

- 平日9:15～17:00 / 日本損害保険協会 そんばADRセンターナビダイヤル (☎0570・022808)

犯罪被害者相談電話

(ミズ・リリーフ・ライン)

- 平日9:00～17:45 / 県警察本部 (☎092・632・7830)

難病ホットライン

- 平日8:30～17:15 / 南筑後保健福祉環境事務所 (☎0944・72・2610)

多重債務相談

- 平日9:00～17:00 / 福岡財務支局 ☎092・411・7291

クレジット・サラ金・ヤミ金・違法年金担保相談

- 平日18:00～20:00 / 県青年司法書士協議会 (☎092・724・9505)

高齢者総合相談窓口

(平日8:30～17:15)

【地域包括支援センター】

- 八女地域包括 (本所内) ☎23・1203
- 黒木地域包括 (黒木支所内) ☎42・1119
- 立花地域包括 (立花支所内) ☎24・8922
- 上陽地域包括 (上陽支所内) ☎24・8315
- 矢部地域包括 (矢部支所内) ☎24・9011
- 星野地域包括 (星野支所内) ☎24・8212

7月に納めるもの

- 固定資産税 (2期) ● 国民健康保険税 (1期) ● 後期高齢者医療保険料 (1期) ● 介護保険料 (1期) ● 住宅使用料 (7月) ● 保育料 (7月)

納期限・口座振替日は7月31日(月)

納税は、安全便利な口座振替をご利用ください。納期限内の納付にご協力ください。遅れると督促状が発送され督促料や延滞金が発生します。※納付書の再発行は担当課へご連絡ください。

▼人口と世帯 (5月31日現在)

人口	65,033	(+6)
男	30,620	(-4)
女	34,413	(+10)
世帯数	24,717	(+55)

※ () 内は前月比

▼5月の異動

出生	40人	死亡	88人
転入	282人	転出	228人

▼5月の火災・救急の状況

火災出火件数	3件	(18件)
救急出動件数	254件	(1,331件)
救急搬送人数	247人	(1,274人)

▼5月の交通事故の状況

人身事故発生件数	38件	(172件)
傷者	42人	(220人)
死者	0人	(1人)

※ () 内は1月からの累計

おたんじょうびおめでとう

 <p>古賀 陽菜乃ちゃん H28年7月3日生(亀甲)</p> <p>1歳おめでとう♡これから元氣いっぱいひーちゃんていてね♡</p>	 <p>横枕 柊弥ちゃん H28年7月6日生(本町)</p> <p>おめでとう!!ステキな笑顔でみんなを幸せにしてね。大好きだよ♡♡</p>	 <p>井上 ももちゃん H28年7月7日生(鶴池)</p> <p>井上家のアイドルももちゃん♡キュートな笑顔が大好きだよ♡♡</p>	 <p>大石 彩乃ちゃん H28年7月12日生(鶴池)</p> <p>お誕生日おめでとう!可愛い笑顔の彩乃ちゃんが大好きです♡</p>	 <p>栗原 大耀ちゃん H28年7月12日生(本町)</p> <p>お誕生日おめでとう!!いつもみんなを幸せにしてくれてありがとう。</p>	 <p>牛嶋 美和璃ちゃん H28年7月14日生(納楚)</p> <p>みーちゃんお誕生日おめでとう♡これからもお兄ちゃん達と仲良くね♡</p>
 <p>樋口 八雲ちゃん H28年7月18日生(酒井田)</p> <p>お誕生日おめでとう♡お姉ちゃん達とすくすく元気に育つてね♡</p>	 <p>下川 由高ちゃん H28年7月23日生(高塚)</p> <p>お誕生日おめでとう♡元気で健やかに育つてね♡</p>	 <p>富安 海季ちゃん H28年7月23日生(津江)</p> <p>お誕生日おめでとう♡お姉ちゃんとお仲良く元気に育つてね!</p>	 <p>松尾 大飛ちゃん H28年7月23日生(立花町)</p> <p>ひいばあちゃんが大好きなはるくん。いっぱい食べて大きくなってね。</p>	 <p>増永 怜紗ちゃん H28年7月26日生(忠見)</p> <p>祝1歳☆みんなを笑顔にしてくれてありがとう♡元気に大きくなってね!</p>	 <p>檀 藍斗ちゃん H28年7月27日生(川大)</p> <p>1歳おめでとう♡これから元気にスクスク育つてね!</p>
 <p>柴尾 凛太郎ちゃん H28年7月28日生(黒木町)</p> <p>いつも素敵なお顔をありがとう♡すくすく大きくなってね!</p>	 <p>小野 綾夏ちゃん H28年7月29日生(大籠)</p> <p>いつも笑顔ありがとう!これからも元氣いっぱい遊ぼうね♡</p>	 <p>富安 鈴ちゃん H28年7月29日生(馬場)</p> <p>お誕生日おめでとう♡良く笑い、良く食べてお兄ちゃんとお仲良くネッ♡</p>	 <p>渡邊 新ちゃん H28年7月29日生(蒲原)</p> <p>笑顔いっぱい♡元気にたくましく大きくなってね♡</p>	 <p>井手 煌己ちゃん H28年7月30日生(黒木町)</p> <p>1歳おめでとう♡食べることが大好きな煌己ちゃん、たくさん食べて大きくなってね!</p>	<p>満1歳のお子さまの写真を募集しています(ただし、市内に住民登録があるか実際に住んでいる人に限る)。氏名・生年月日・住所・簡単なコメント(30字以内)を添えて、誕生日前月の7日までに直接お持ちいただくか、郵送でお申し込みください。応募多数の場合は先着順となります。●申し込み＝秘書広報課秘書広報係 ☎23・1110</p>



星野焼を再興した山本源太さん

古陶星野焼展示館で「星野焼陶芸家三人展」が開催されています。

江戸時代に久留米藩の御用窯として隆盛した星野焼。八女茶の産地という土地柄、茶壺、茶器などの名品が数多く生み出されました。明治中期には一旦途絶えましたが、昭和44年に山本源太氏により再興され、以降丸田修一氏、山本拓道氏が開窯。現在では八女市星野村を代表する美術工芸品として高く評価されています。

今回は、各窯元から10点ずつ出品。星野焼の伝統である夕日色の茶器や壺のほか、大鉢皿や酒器セット、天体をモチーフにした作品が展示されています。企画展にあたり山本源太氏は、

トピックス

星野焼の三つの窯元が一堂に

「星野焼陶芸家三人展」が8月27日まで開催中



「星野」という美しい名の村で約300年前から焼物が作られてきたという歴史の重みを日頃から感じながら制作しています。伝統を意識しながらも、三人の作品にはそれぞれ独自の特徴、試みが出ていると思う」と話していました。

展示のほかにも各窯元制作の茶碗や湯呑みなどの販売も行われています。

「三人展」は8月27日まで。

ぜひご来場ください。

(入館料) 一般200円、高校生100円、小中学生50円)

●問い合わせ 古陶星野焼展示館(星野村11816番地5) ☎52・3077



～ あたらしい郷土づくり～

ふるさとの恵みを生かし
安心して心ゆたかに暮らせる
交流都市 八女

■編集・発行 八女市役所秘書広報課秘書広報係

〒834-8585 福岡県八女市本町647番地

TEL 0943・23・1110 FAX 24・8083

■URL: <http://www.city.yame.fukuoka.jp/>

※この広報紙は竹パルプ10%配合の環境に配慮した紙を使用しています



編集後記

▼九州北部豪雨から5年。今年度は梅雨入り発表後も少雨傾向で、農業用水の確保が心配されています。災害に至らず水の心配もない、「いい塩梅」の7月になることを願っています。(T・S)

▼古陶星野焼展示館は、屋根の煙突部分が開口して、季節ごとに雨や雪が屋内に降りそそぐというこだわりのある建築物。落ち着いた情緒あふれる雰囲気のおすすすめスポットです。(K・K)

▼上陽のホタルと銘茶まつりに行きました。見物客の皆さんの歓声と、ホタル保護に頑張る地域の皆さんの想いに胸が熱くなりました。星降るほどのホタルの光よ再び。(K・S)

災害からあなたを守る防災ラジオ

八女市の防災情報はFM八女【80.1MHz】を通じて放送します。

